（前のページより続き）

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　六
会社その他　九

省　令

○財務省令第六十六号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第四項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第百九十条第二項第一号中「第二十一条第六項」を「第二十二条第六項」に改める。

第二百十八条第一項第十四号中「及び同法第九条第一項」を「並びに同法第九条」に改め、「同条」の下に「及び同法第十条」を加える。

第二百二十七条第一項第二号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第二百二十九条第二項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「及び同法第九条第一項」を「並びに同法第九条」に改め、「同条」の下に「及び同法第十条」を加える。

附　則

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

○農林水産省令第六十四号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十九条第二項及び第二十条第三項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項及び第百十八条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣　山本　有二

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「五人を」を「六人を」に改める。

第十九条第一項中「三人」を「四人」に改める。

第二十条の見出し中「水産安全専門官」の下に「、水産衛生検査企画官」を加え、同条第一項中「水産安全専門官一人」の下に「、水産衛生検査企画官一人」を加え、同条第六項中「もの」の下に「（食品衛生に関するものを除く。）」を「事項」の下に「（水産衛生検査企画官の所掌に属するものを除く。）」を「指導」の下に「に関する事務」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　水産衛生検査企画官は、養殖水産動植物の伝染性疾病の検査の手法についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第二十六条第一項中「三人」を「五人」に改める。

第三十条の見出し及び同条第一項中「市場機能高度化専門官」の下に「、市場経営指導官」を加え、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　市場経営指導官は、中央卸売市場において卸売の業務を行う者及び仲卸しの業務を行う者の経営に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三十三条の見出し中「指導官」の下に「、国際専門官」を加え、同条第一項中「四人」の下に「、国際専門官一人」を加え、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　国際専門官は、農産企画課の所掌事務に係る国際関係事務に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第四十三条第一項中「二人」を「三人」に改める。

第二百十八条の見出しを「（管理調整官及び放射性物質対策調整官）」に改め、同条に次の二項を加える。

3　第一項に規定するもののほか、東北農政局の農村振興部水利整備課に放射性物質対策調整官一人を置く。

4　放射性物質対策調整官は、地方農政局の管轄区域内における農業水利施設の放射性物質に係る対策に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百六十九条第四項中「水利調整専門官」の下に「、農業水利総合対策官」を加え、同条中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8　農業水利総合対策官は、農業水利に係る総合的な対策に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百七十二条第四項中「環境調査専門官」の下に「、権利保全対策官」を加え、同条中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11　権利保全対策官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第二百七十三条第四項中「水利調整専門官」の下に「、農業水利総合対策官」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8　農業水利総合対策官は、農業水利に係る総合的な対策に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百八十二条第四項中「環境調査専門官」の下に「、権利保全対策官」を加え、同条中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

10　権利保全対策官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第二百八十三条第四項中「企画情報管理官」の下に「、施設監視専門官」を加え、同条第七項中「事項（」の下に「施設監視専門官、」を加え、同条中第十二項を第十三項とし、第八項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8　施設監視専門官は、第一項の事業によって造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三百四条の二の見出し及び同条第一項中「及び教育ファーム推進専門官」を「、教育ファーム推進専門官及び地理的表示専門官」に改め、同条に次の一項を加える。

4　地理的表示専門官は、北海道農政事務所の管轄区域内における特定農林水産物等の名称の保護に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三百九十条第一項中「一人を」を「二人を」に改め、同条第六項中「国際専門官は」の下に「、命を受けて」を加える。